



内閣府所管保育施設

企業主導型保育園



あいあい保育園

企業提携について

企業主導型保育園とは？

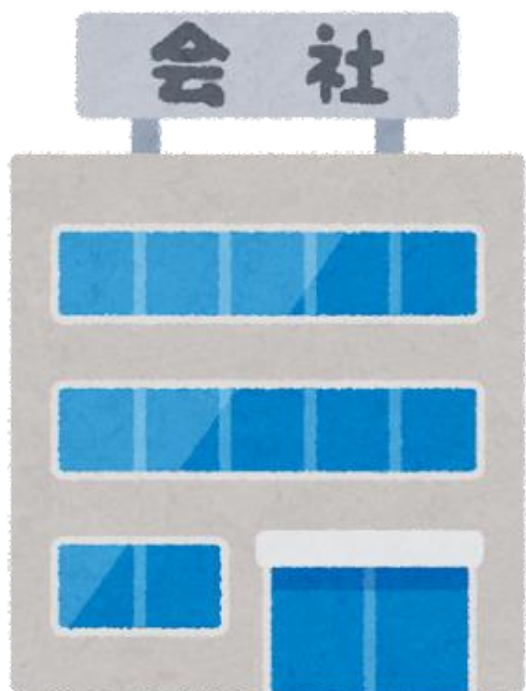
- ・企業主導型保育園とは、名前の通り「会社がつくる保育園」のことをいいます。

また、内閣府の主導により国から認可保育園並みの助成を受けて運営を行っている保育園です。

- ・女性の社会進出が進む中、企業主導型保育園を設置することによって、子育てと育児の両立がしやすいよう環境の整備が行われています。



このようなお考え・お悩みはありませんか？



- 産休・育休明けの仕事復帰をサポートしたい
- 育休中の従業員に早く復帰してもらって戦力になってほしい
- 子育て中の従業員に安心して働いてほしい
- 女性の活躍を推進したい！
- 安心して働き続けられる会社になりたい
- 育児世代の人たちも採用したい 等々

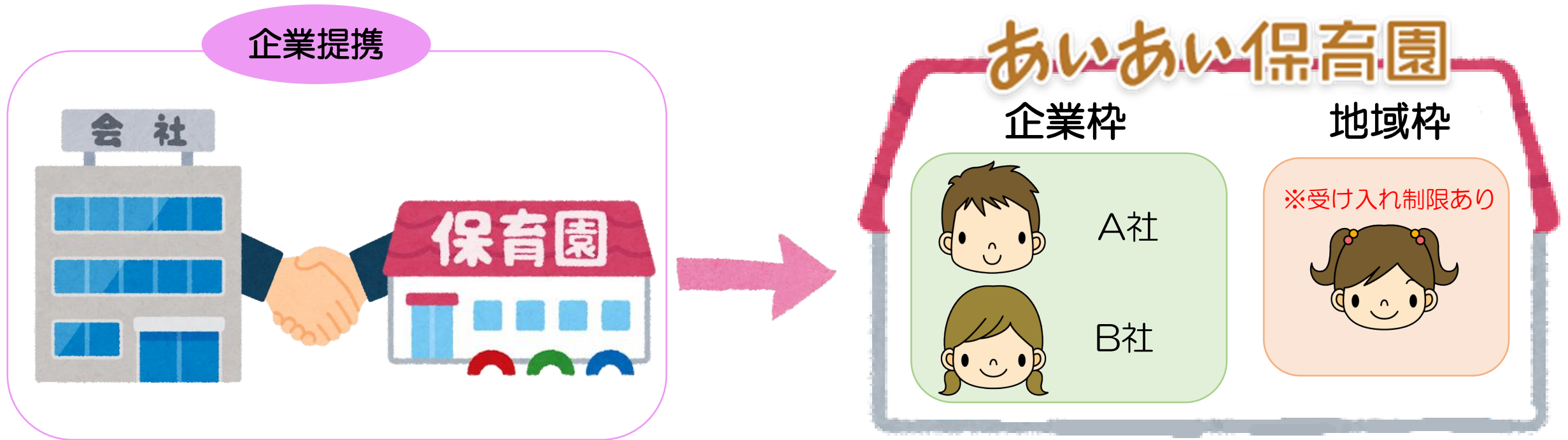
しかし、現状は…

(従業員) 保育園の空きがなく、子どもを預けられない。

(会社) 自社に保育園を設置・運営するのは難しい…。

そこで、ぜひ **あいあい保育園** をご活用ください！

企業提携(共同利用)という利用方法があります。



- 企業と保育園が企業提携を結び、それぞれの企業枠を確保します。利用定員には、企業枠と地域枠があり、半数以上が企業枠とするため提携企業の従業員のお子様が優先的に入園になります。

※ 定員枠の確保を行うものではありません。

一定枠の企業枠の確保を希望される企業様は個別で相談の上取り決めを行います。

企業様のメリット

- 企業枠により優先的に入園が決まるため、育休明けや職場復帰のスケジュールが調整しやすくなります。
- 子育て中の優秀な人材の採用や確保につながります。
- 女性活躍支援・子育て支援に積極的であることが可視化され社員満足度や企業イメージ・福利厚生の向上につながります。
- 提携にあたり、企業様には費用負担なくご利用いただけます。
- 利用が未定の場合でも、事前に提携契約を結び採用活動に活かしていただくことも可能です。

企業提携するにあたり

- 「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」という税金を財源としているため、社会保険加入事業所（組合保険でも可）であることが条件として定められています。（事業所が加入していれば、利用される従業員様の社会保険加入は問いません）
- 従業員様がパートタイマーなど非常勤であっても入園には支障ありません。（入園の際に、保護者様の勤務証明書の提出は必要となります。）
- 提携企業として当社スマイリング株式会社(あいあい保育園)と提携利用契約を交わしていただきます。
- 企業提携にあたり企業様の費用負担はありません。
- 大企業から従業員数名の中小企業など企業規模は問わず、ご利用いただけます。
- 別途、保育園利用契約は従業員様と直接締結し保育料などに関しては、従業員様より直接当園にお支払いいただきます。

従業員のために利用できる 保育施設を準備しませんか？

